# 省　　令

**○経済産業省令第四十七号**

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を改正する省令を定める。

令和四年五月十三日

経済産業大臣　萩生田光一

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第五条**　［略］ | **第五条**　［略］ |
| 一　［略］ | 一　［略］ |
| 二　［略］ | 二　［略］ |
| イ～ヘ　［略］ | イ～ヘ　［略］ |
| ト　［略］ | ト　［略］ |
| （一）　［略］ | （一）　［略］ |
| （二）　国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ＩＳＯ一四六四四―一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの | （二）　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ一四六四四―一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの |
| **第六条～第十条**　［略］ | **第六条～第十条**　［略］ |
| **第十一条**　輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号（同号ヘを含む。）のいずれかに該当するものとする。 | **第十一条**　輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号イからホまでのいずれか及びヘに該当するものとする。 |
| **第十二条～第三十一条**　［略］ | **第十二条～第三十一条**　［略］ |
| **第三十二条**　［略］ | **第三十二条**　［略］ |
| 一～十九　［略］ | 一～十九　［略］ |
| 二十　流動接触分解で使用される触媒 | ［新設］ |
| 二十一　水素化処理（水素化精製及び水素化分解を含む。）で使用される触媒 | ［新設］ |
| 二十二　アルキル化で使用される触媒 | ［新設］ |
| 二十三　接触改質で使用される触媒 | ［新設］ |
| **第三十三条**　輸出令別表第二の三第二号コに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 | ［新設］ |
| 一　量子計算機及びそれに使用するように特に設計した附属品並びにこれらに使用するように特に設計した部分品 | |
| 二　量子の特性を利用した装置であって、次のいずれかに該当するもの | |
| イ　量子エレクトロニクス | |
| ロ　量子センサー | |
| ハ　量子処理ユニット | |
| ニ　量子ビット回路 | |
| ホ　量子ビットデバイス | |
| ヘ　量子レーダーシステム | |
| ト　ポッケルスセル | |
| **第三十四条**　輸出令別表第二の三第二号エに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 | ［新設］ |
| 一　走査型電子顕微鏡 | |
| 二　走査オージェ顕微鏡 | |
| 三　透過型電子顕微鏡 | |
| 四　走査型力顕微鏡（原子間力顕微鏡を含む。） | |